夏休みの過ごし方

れいわ ねん がつ 令和3年7月 ひらかたしりつっ だしょうがっこう 枚方市立津田小学校

名前

きまりをまもり安全で楽しい夏休みにしよ

- ★≪規則正しい生活を≫
- ◎早寝・早起きをしよう。
- ◎外から帰ってきたら、うがい・手洗いをしよう。
- ◎おうちや近所の人・友だちに大きな声であいさつをしよう。



★≪きまりを守って安全に≫

- ◎出かける詩はおうちの人に「だれと」「どこに」「いつまで」を言ってから行こう。
- ◎さみしいデ・・暗いデ(大道りの少ない道・空き家など)には行かないようにしよう。
- ◎不審者に気をつけ、外で一人で行動しないようにしよう。
- ・知らない人にはついていかない。
- ・自分や友達が知らない人に連れて行かれそうになったら、大声で助けを呼び大人に言いましょう。
- ◎おそくとも5時半までには家に帰りつくようにしよう。
- ◎公園の使い方のルールを守ろう。
- ◎近くにある子ども110番の家を知っておき、大人に助けを求めよう。
- ◎何か危ないことがあったら、防犯ホイッスル・ブザーを使用し、大声を出しおうちの人にいいましょう。
- ◎おこづかいはよく考えて上手に使おう。
- (お釜の貸し借り・おごったりするのはやめよう)
- ◎子どもだけでは行かないようにしよう。
- がわいけ (川・池・プール・ゲームセンター・游園地・映画館・スーパー・お店など)
- ®危険な遊びはぜったいにしない。
- (線路での遊び・夜遊び・自転車の二人乗り・火遊び・エアガンなどの危ない遊びなど)
- の人の家の電話番号を、勝手に教えない。
- ★≪スマホやインターネットの使い芳に気をつけよう≫
- ◎スマホやインターネットゲーム内でお金やポイントをあげたり、もらったりしない。
- ◎人を傷つける書きこみはしない。
- ◎出売い茶サイトなどにアクセスして直接人と売わない。

変わったことがあれば学校に連絡してください。

ったしょうがっこう 津田小学校

Tel 050-7102-9052

Tel 891-1234



おうちの方へ

被害にあった時は、まず警察へ連絡して下さい。(交野警察署16072-891-1234) その後、津田小学校(050-7102-9052)へもお知らせください。

~教育相談機関~

- 〇子どもの笑顔守るコール(枚方市)
- いじめ専用ホットライン 16.072-809-7867 教育安心ホットライン16.072-809-2975(平日午前9時~午後5時30分土日祝年末年始除く)
- 〇子どもの育ち見守りセンター 家庭児童相談 16.050-7102-3221 (平日午前9時~午後5時30分土日祝年末年始除く)
- ○大阪府中央子ども家庭センター TEL072-828-0161

保護者からの相談 さわやかホットライン ™06-6607-7362

- ○大阪府教育センター「すこやか教育相談」
- ・子どもからの相談 すこやかホットライン TelO6-6607-7361 Eメール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

電話相談:午前9時30分~午後5時30分 月~金(祝日・休日・年末年始を除く)

Eメール相談: 24時間受付(回答は後日) FAX相談 06-6607-9826

- ○すこやか教育相談24 №0120-0-78310
- 24時間対応の電話相談口(IP電話からはかかりません)
- 〇被害者救済システム「子ども家庭相談室」

LLフリーダイヤル0120-928-704(18歳未満のみ対応)

16.06-4394-8754(保護者からの相談も対応)

午前10時~午後8時 月・火・木曜日(祝日・休日を除く)

〇児童相談所全国共通ダイヤル

Tel 189(児童虐待に関する通告や子育ての悩み等の相談窓口)



Eメール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

O『LINE相談』

実施日:毎週月曜日

相談時間:17時~21時

すでに配付しています。『LINE相談』カードに掲載されているQRコードからアクセスできます。

大阪府青少年健全育成条例より 抜粋 〈夜間営業を行う施設への立入制限〉

· CIDEACTION ·

条例第24条第1項

ゲームセンター・ボウリング場・カラオケボックス・まんが喫茶・インターネットカフェの営業者は

夜間に青少年を当該施設に立ち入らせてはなりません。(16歳未満の者午後7時から翌日の午前5時)

〈夜間に外出させない保護者の努力義務〉

条例第25条

保護者は通勤・通学その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように 努めなければなりません。

(16歳未満の者 午後8時から翌日の午前4時)

〈夜間の連れ出し等の禁止〉

条例第36条

何人も保護者の承諾等を得ずに夜間(上記の時間帯)に青少年を連れ出し、同伴し、 とどめてはいけません。(電話、メール等での呼び出しによる場合も含みます。)